

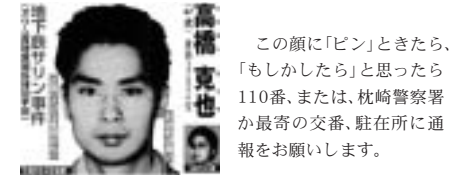
市のホームページにも情報を掲載しています。
http://www.city.makurazakikagoshima.jp/

警察署からのお問い合わせ

オウム真理教特別手配被疑者 発見逮捕にご協力を

警察庁指定特別被疑者であるオウム真理教平田信、高橋克也及び菊池直子の3人が依然として逃走中であり、警察としては、広く国民のご協力を得ながら、3人の発見検挙に全力を挙げております。

引き続き、3人の発見検挙に対するご協力をお願いします。



この顔に「ピン」ときたら、「もしかしたら」と思ったら110番、または、枕崎警察署か最寄りの交番、駐在所に通報をお願いします。

枕崎警察署 TEL 7 2 - 0 1 1 0

健康カレンダー

3月10日～4月9日

日曜	行	事	時間	会場	
3月	10日	金 2歳児歯科健診	受付13:05～13:30	健康センター	
13日	月	育児相談	受付9:00～11:30	〃	
14日	火	乳児健診(6～7か月児)	受付13:05～13:30	〃	
15日	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃	
16日	木	子育てサロン	10:00～11:40	〃	
17日	金	健康クッキング教室	9:30～13:30	〃	
20日	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃	
22日	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃	
27日	月	初妊婦講座・母子健康手帳交付(第1子)	受付9:20～ 11:10頃終了	〃	
29日	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃	
4月	3日	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	健康センター
5日	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃	

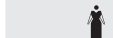
問合せ 健康センター TEL72-7 1 7 6

人のうごき

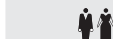
平成18年2月1日現在



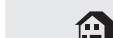
男性 11,872人 (-10)



女性 13,812人 (-13)



合計 25,684人 (-23)



世帯 11,250戸 (-2)

()内は前月との比較

氏名	年齢	住所
白澤 康雄	66	白沢西町
園田 トキ	90	大塚中町
沖園 ハル	84	田布川町
城森 一任	75	妙見町
木浦 武雄	78	桜山上町
下園 秀昭	56	岩崎町
板敷 フヂ	88	岩戸町
篠原 道子	71	港町
豊留 叶夢	正吾	板敷本町
伊藤 琉生	義晃	塩屋南町
池上 元	裕彦	立神本町
桑原 らら	正樹	桜木町
万田 龍海	修介	桜山本町
氏名	住所	
板敷 福永	山口	板敷本町
伊藤 義晃	福永	板敷本町
池上 元	山口	板敷本町
桑原 らら	正樹	板敷本町
万田 龍海	修介	板敷本町
氏名	住所	
山神 恵	立神本町	
有川 幸輝	中町	
山神 義広	立神本町	
山神 恵	立神本町	
山神 義広	立神本町	
山神 恵	立神本町	
山神 義広	立神本町	
山神 恵	立神本町	
山神 義広	立神本町	

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。

国民年金

問合せ 市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

▼多段階免除導入後の所得基準額など▼

平成18年6月まで	平成18年7月から	所得基準	将来の年金額 (国庫負担1/2の場合)
免除なし	⇒ 免除なし 4分の1免除(4分の3納付)	158万円超	満額 7/8
半額免除	⇒ 半額免除(2分の1納付) 4分の3免除(4分の1納付)	118万円+各種必要経費控除 78万円+各種必要経費控除	3/4 5/8
全額免除	⇒ 全額免除	57万円	1/2

※所得額は単身者の額

平成18年7月1日から 多段階免除制度が始まります

現在、国民年金保険料を納めることが困難な方に対し「保険料免除制度」が設けられています。負担能力に応じたきめ細やかな所得基準を導入し、免除制度を活用してできるだけ納付しやすい仕組みとするために、平成18年7月1日から、現行の全額免除・半額免除に加えて、4分の3免除・4分の1免除の制度が始まります。

※多段階免除制度については、7月頃に再度お知らせします。

異動の際は、届出を
忘れずに！

春は、就職・転職・進学など、異動の多い季節です。次のような場合は届出が必要になりますので忘れずに提出してください。

○20歳になったとき(すでに厚生年金保険・共済組合に入っている方は除く)

○離婚や収入増で配偶者の扶養から外れたとき

○退職したとき

国民年金保険料は便利な口座振替で！

国民年金保険料は口座振替を利用すると納め忘れがなく、また、毎月納めに行く手間が省けて便利です。

さらに、保険料が割引になる

▽市役所の国民年金窓口へ
●厚生年金保険や共済組合に入っている配偶者に扶養されるようになったとき
●就職したとき
▼社会保険事務所へ(手続きは勤務先が行います)
※手続きや相談の際は、年金手帳や印鑑を持参してください。

年金ミニ講座

～障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給～

Q 障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給とはどのような制度なの？

A これまで、障害基礎年金と老齢厚生年金の受給権者は、老齢または死亡を支給事由とする厚生年金給付とは併給できないことになっていましたが、平成18年4月(年金額の改定は5月分)から受給権者の申し出により、障害基礎年金と老齢または死亡を支給事由とする厚生年金給付との併給が可能となります。(ただし65歳になってから)

Q 改正前に受給権が発生している者も適用されるの？

A 65歳以上であれば施行日以降適用されます。

Q 老齢厚生年金の受給を開始した後に障害基礎年金の受給権が発生した場合も、併給は可能なの？

A その場合でも、65歳到達時より併給できます。

Q 障害厚生年金と老齢厚生年金等の併給を申し出るときは、何を提出すればいいの？

A 選択申出書の提出が必要になります。選択申出書はお近くの社会保険事務所又は年金相談センターに備えてあります。

方法もあります。

保険料は翌月末(未が金融機関非営業日)のときは翌営業日(納期)で、口座振替もこの日に振り替えられますが、これを当月末の振替へ変更すると、毎月保険料が割引されます。

平成17年度に保険料を口座振替にしていた方で、1,3,5,4,0円振り替えられている場合は、すでに当月末払いになっています。1,3,5,8,0円振り替えられている場合は翌月末払いをされています。

翌月末払いを、割引のある当月末払いに変更する場合は、届出が必要です。

さらにお得になる方法として、口座振替の前納制度があります。

平成18年度の1年分と4月分と6か月分前納(4月分と9月分と10月分)と翌年3月分が出来ます。

口座振替の手続きはお近くの社会保険事務所または金融機関へ。

平成18年度の1年分と4月分と9月分の口座振替前納は、社会保険事務所に3月20日必着です。金融機関に届出する場合は日数がかかることがありますので、ご承知おきください。

口座振替の前納を出し忘れてしまった、という場合は、納付書で前納することができます。口座振替の前納より割引額は少なくりますが、毎月納めるようになります。